

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書  
(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	シヤカイフクシホウジン アサカチクフクシカイ	
	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	
運営主体の所在地	埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号	
運営主体の代表者 氏名	理事長 ○○○○	
(フリガナ) 事業所名	チイキホウカツシエンセンターチョウコウエン 地域包括支援センター朝光苑	
管理者の 氏名	地域包括支援センター	指定介護予防支援事業所
	○○○○	○○○○
事業所の所在地	埼玉県朝霞市青葉台1丁目10番32号	
電話番号 FAX番号	電話 048-450-0855 FAX 048-450-0966	
介護保険の 指定番号	1	1 0 2 1 0 0 0 4 5
指定年月日	平成19年5月1日	

## 2. 事業所の職員体制

所属する 担当職員の 構成・人数		地域包括支援 センター	指定介護予防 支援事業所
	管理者	1名	(常勤) 1名
	保健師(看護師)	1名以上	(常勤) 1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上	(常勤) 1名以上
	社会福祉士	1名以上	(常勤) 1名以上
	介護支援専門員等	1名以上	(常勤) 1名以上

## 3. 運営概要

営業時間	月曜日～金曜日	午前8:30～午後5:00
	休業日	土曜日及び日曜日、祝日(休日)、 12月29日から翌年1月3日まで は営業しておりません。
サービス 提供地域	青葉台、栄町、幸町、膝折町1～2丁目、 本町3丁目、大字膝折	
事業所又は法人 に設置された苦 情・相談対応窓口	名称	地域包括支援センター朝光苑
	電話	048-450-0855
	FAX	048-450-0966
	対応時間	午前8:30～午後5:00 (土日祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
朝霞市介護保険 相談窓口	名称	朝霞市福祉部長寿はつらつ課
	電話	048-463-1719
	FAX	048-463-1025
	対応時間	午前8:30～午後5:00 (土日祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
市町村介護保険 相談窓口 (他市の被保険 者である場合)	名称	
	電話	
	FAX	
	対応時間	午前8:30～午後5:00 (土日祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)

埼玉県国民健康 保険団体連合会	名 称 埼玉県国民健康保険団体連合会
	電 話 048-824-2568
	F A X 048-824-2561
	対応時間 午前8：30～正午、午後1：00～ 午後5：00（土日祝日は除く）
事 故 発 生 時 の 対 応	<p>担当職員は、利用者に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償します。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。</p>
損 害 賠 償	社会福祉施設賠償責任保険 加入
虐待の防止のた め の 措 置	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること</li> <li>2 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること</li> <li>3 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること</li> <li>4 1～3の措置を適切に実施するための担当者を 置くこと</li> </ol> <p>担当者： <u>管理者 ○○○○</u></p>
秘 密 の 保 持	<p>担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議及び地域ケア会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。</p>

<p>事業の目的及び運営の方針</p>	<p>(事業の目的) 社会福祉法人朝霞地区福祉会が朝霞市からの事業委託により開設する地域包括支援センター朝光苑が行う包括的支援事業及び指定介護予防支援業務の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な支援を行うことを目的とする。</p> <p>(運営の方針) 地域包括支援センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行う。</p>						
<p>提供する指定介護予防支援等の内容</p>	<p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。</p> <p>介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように、介護予防サービス計画を策定します。</p> <p>※業務内容の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。</p>						
<p>利用料</p>	<p><b>【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント】</b>  介護予防サービス・支援計画書作成に係わる費用</p> <table border="0"> <tr> <td>月額</td> <td>4,791円</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>3,252円</td> </tr> <tr> <td>委託連携加算</td> <td>3,252円</td> </tr> </table> <p>上記は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。</p>	月額	4,791円	初回加算	3,252円	委託連携加算	3,252円
月額	4,791円						
初回加算	3,252円						
委託連携加算	3,252円						
<p>その他の費用</p>	<p>利用者又はその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する場合、訪問するための交通費の実費を受領いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、<u>1キロメートル当たり23円を請求</u>します。</p>						

